

令和3年度山梨県森林審議会（第2回）会議録

- 1 日時：令和3年12月17日（金）午後1時30分～3時00分
- 2 場所：恩賜林記念館 大会議室
- 3 出席者（敬称略）
（委員）天野公夫、志澤美香、神宮寺守、棚本佳秀、辻一幸、野村千佳子、福島万紀、
豊前貴子、前山堅二、増田由香子、若狭美穂子、若林一明
（事務局）林政部次長、林政部技監（2名）、林政総務課長、森林整備課長、林業振興課長、
治山林道課長、中北林務環境事務所長、峡東林務環境事務所長、峡南林務環境事
務所長、富士・東部林務環境事務所長、森林総合研究所長
- 4 傍聴者等の数 5
- 5 会議次第
 - （1）開会
 - （2）林政部次長挨拶
 - （3）森林審議会会長挨拶
 - （4）議事
 - （5）閉会
- 6 会議に付した案件
 - ・富士川上流地域森林計画の樹立、富士川中流地域森林計画及び山梨東部地域森林計画
の変更について【公開】
 - ・山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について【公開】
 - ・令和3年度のナラ枯れ被害の状況について【公開】

7 議事の概要

司会(伊川森林整備課課長補佐)：

定刻となりました。委員の皆様には大変お忙しい中、山梨県森林審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は司会進行を務めます、森林整備課伊川と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の資料の確認をお願いします。お手元の配付資料一覧のとおり、本日の次第、委員名簿、座席表、資料 1-1「富士川上流地域森林計画の樹立、富士川中流地域森林計画及び山梨東部地域森林計画の変更について」、資料 1-2「地域森林計画(変更計画)書(富士川上流森林計画区)(案)」、資料 1-3「地域森林計画(変更計画)書(富士川中流森林計画区)(案)」、資料 1-4「地域森林計画(変更計画)書(山梨東部森林計画区)(案)」、資料 2「山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について」、資料 3「令和 3 年度のナラ枯れ被害の状況について」、参考資料としまして、森林審議会に係る規則等を配布してございます。御確認いただきまして、不足がある場合は、事務局にお申し出ください。

それでは、ただ今から、令和 3 年度第 2 回山梨県森林審議会を開催いたします。初めに、森林審議会の成立につきましては、山梨県森林審議会運営規則第 5 条により、委員の出席が過半数以上とされており、当審議会の委員数は 15 名で、本日は、12 名の御出席をいただいておりますので、審議会が成立していることを御報告いたします。なお、森林審議会の審議は公開となっており、後日、県庁ホームページにおいて議事録の閲覧が可能となっております。また、山梨県森林審議会傍聴要領により、審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席を用意してございます。

それでは、林政部次長の河西より、挨拶を申し上げます。

河西林政部次長：

(挨拶)

司会：

ありがとうございました。次に、森林審議会会長から御挨拶をいただきます。辻会長、よろしくお願いいたします。

辻会長：

(挨拶)

司会：

ありがとうございました。次に、議長につきましては、森林審議会運営規則第 3 条により、会長が当たることとなっておりますので、辻会長、よろしくお願いいたします。

議長（社会長）

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。よろしくお願いたします。山梨県森林審議会運営規則第7条により、本日の議事録署名委員を指名することになっております。本日の議事録署名委員は、前山委員さんと増田委員さんをお願いします。

それでは議事に入ります。まず初めに、富士川上流地域森林計画の樹立、富士川中流地域森林計画及び山梨東部地域森林計画の変更について審議いたします。事務局から、今日までの経過、内容等について御説明をお願いします。

上野森林整備課長：

（資料 1-1 により説明）

議長：

事務局の説明が終わりました。前回の内容からの変更等の説明をいただいたところでございます。ここでこれらの内容についての御意見や御質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

委員：

資料 1-1 の修正 4 に記載されている森林作業道に関してお尋ねします。資料 1-3、1-4 の P.4 に林業機械の走行等に必要の集材路の作設等についての記述がありますが、資料 1-3、1-4 の集材路と、森林作業道は全く同じものかどうかをお尋ねします。

議長：

事務局をお願いします。

上野森林整備課長：

森林作業道とは、森林作業道作設指針というガイドラインがあり、それに基づいて作られる、主に林業機械、フォワーダー等が走行するものです。集材路とは、森林作業道とは違い主伐時に一時的に木材の搬出等に利用するために作設するもののことです。

委員：

集材路には、森林作業道にある作設指針のようなものはないということですか。

上野森林整備課長：

資料 1-1 の修正 1 で、林野庁から、集材路の作設等の方法について記載して欲しいという意見がございました。

集材路には、作設指針はありませんでしたが、林野庁から今年の 3 月 16 日付けで「主伐

時における伐採・搬出指針の制定について」という通知がありまして、集材路や土場の定義等もされた中で、主伐をするに当たって、どのように集材路を作設していくかという指針が示されております。そこに示された基準等に基づいて、集材路が施工されるよう指導していくことになるかと考えております。

委員：

集材路を民間事業者が入れる場合、全額自分で費用負担をするということでしょうか。

上野森林整備課長：

基本的には主伐の箇所になりますので、事業者が費用負担して行うものと考えております。

委員：

他方、森林作業道の方は、補助があるということでしょうか。

上野森林整備課長：

森林作業道については補助制度があります。森林整備事業のメニューの中で、作設 1m 当たりの県の標準単価を示しており、補助を行っています。

委員：

前回の審議会の際に、森林作業道は前計画の前期に 65km の実績があり非常に進捗が高かったから、林道の方は開設計画量に対して 28% の実績にとどまったという説明がありましたが、森林作業道の実績 65km に対する、計画量というのはあるのでしょうか。

金丸治山林道課長

林道と森林作業道については目標数値が定められておりまして、山梨県林内路網整備計画において、林道は年間 10km、森林作業道は年間 35km となっております。

委員：

そうすると、前回の審議会の説明で、林道・林業専用道は計画量に対する実行歩合が 28% だったけれども、その理由が森林作業道の実績が 65km だったからという説明とずれてくるような気がします。林道・林業専用道と森林作業道というのは、性格も違いますし、事業主体も違ってくるので、そもそもその目標値を同じ場に設定するということは、どうなのかなという気がします。どうでしょうか。

金丸治山林道課長

林内路網整備計画では、年間 45km ということで林道と森林作業道の延長を合わせて目標としており、予算の関係等で、林道と森林作業道それぞれの目標数値どおりにはいかない場合があります。トータルでは年間 45km という目標としております。

委員：

トータルで両方合わせてそれなりに実績があれば、林道と林業専用道の実行歩合は 28% でも差し支えないという理解でしょうか。

金丸治山林道課長

別々に目標値を持っておりますので、それぞれ実績を確保した方が好ましいですが、年間の目標とすると合わせて考えております。

委員：

数値としてはそうなるということですね。それは理解しました。

議長：

よろしいですか。他にいかがでしょう。

委員：

素朴な質問ですが、修正 3 の列状間伐について、列状というくらいだから、まっすぐに間伐して実に効率的な間伐の仕方のような気がしますが、これが実際の山でどの程度の範囲の列で間伐されていくのかということと、その中には、木の大きさも色々あると思いますが、それは適材適所で利用されるということでしょうか。

上野森林整備課長：

まずイメージを掴んでいただくために、資料 1-2 の P. 56 の低コスト作業システムの例の右下の絵を御覧ください。これがいわゆる列状間伐です。人工林は列状に植えられていて、この絵の場合、5 列残して、2 列列状に直線的に伐採しております。このようなものが列状間伐であり、機械的に間伐をするので効率的に木が搬出できるため、搬出した木材を何らかの用途に利用するというを前提にした伐採方法でございます。

列状間伐の他にも、定性間伐といまして、列状に伐採するのではなく、不良木等を間引く方法もございます。

委員：

作業道と作業道の間をずっと列状に間伐するのではなく、途中から列状に間伐することも

あるのですか。

上野森林整備課長：

間伐列の中に作業道が入り込んでくるケースもございますし、現場の状況によって、色々なパターンがあります。

議長：

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

委員：

資料 1-2 富士川上流地域森林計画書の P.30 に、公的関与による森林整備について書かれていますが、これまでに、市町村が経営管理の委託を受ける事例というのが出てきているのでしょうか。

上野森林整備課長：

平成 31 年 4 月に施行された森林経営管理法に基づく実績としては、山梨県内 27 市町村のうち対象森林が存在しない昭和町を除く 26 市町村において、現在、新たな森林経営管理制度に基づいて取り組みがなされているところでございます。

昨年度末までに 4 市町村で、経営管理の手続きが進み市町村に経営管理権が設定されて、それに基づいて間伐等の森林施業が行われた実績がございます。

委員：

市町村が意欲と能力のある林業経営者に森林整備を委託するということだと思いますが、県のホームページを見ますと、今年の 4 月時点で 46 の認定事業体があり、そのうち意欲と能力のある林業経営体は 14 で 30%ぐらいにとどまっています、峡東方面をホームグラウンドとする民間の事業体が、意欲と能力のある経営体になっていない状況があります。その辺をどのように受けとめているかをお伺いしたい。

上野森林整備課長：

まず、森林経営管理制度について補足させていただきます。先ほど 4 自治体で森林整備の実績があると申し上げましたが、経営管理権が設定されて、林業経営が成り立つところは、意欲と能力のある事業体に再委託となります。そうではなく、再委託ができないようなところは、市町村が自ら森林環境譲与税を使って森林整備を行うというスキームになっております。先ほど申し上げたのは、後者の市町村が直接実施主体となって森林整備を行った実績でございます。事業体育成の件については、担当課長から説明申し上げます。

深水林業振興課長：

意欲と能力のある林業経営体は14ありますが、意欲と能力のある林業経営体を目指す経営体としまして、育成経営体というものを認定しております。これらの経営体に、意欲と能力のある林業経営体の認定条件を満たすよう指導を行い、担い手となる経営体の数を増やしていきたいと考えております。

委員：

ありがとうございました。

議長：

よろしいですか。他にいかがでしょう。

委員：

修正2の花粉症対策の苗木について、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めると修正されています。私も花粉症で苦しいものですから、このような少花粉の木が増えていくと我々にとっても健康的にもありがたいのかなと思います。現状、山梨県内のスギの木でどのくらいが少花粉のスギなのかという比率などが分かれば教えていただきたい。また、少花粉のスギの苗木は、普通のスギの苗木と比べるとコスト的に高いものでしょうか。

上野森林整備課長：

まず、スギの面積はそれなりの数量がありますが、少花粉スギがそんなに昔からあるわけではございませんので、まだ全部置き換わっている状況ではなく、割合的には少ないものと認識しております。ただし、近年植え付けているスギは、県内では全て少花粉スギとなっております。コスト的には、通常の苗木に対して倍違うとかそういうものではございません。今年の価格では、一本130円となっております。

委員：

だんだん少花粉スギに置き換わっていくということですか。

上野森林整備課長：

そのとおりです。新規にスギを植えるところは全て小花粉スギとしております。

委員：

分かりました。

議長

よろしいですね。次の方がいかがでしょう。

委員：

公的関与について、まだ意向調査が終わっていないから分からないかも知れませんが、市町村が森林環境譲与税を活用するなどして自ら森林の経営管理を実施していくとありますが、林政担当が1人いるだけの市町村で、公的関与を市町村が自らできるとはなかなか思えません。そこに対する県の取り組みは何か考えているのでしょうか。

上野森林整備課長：

委員から御指摘のとおり、市町村によっては体制が十分でないところもございます。山梨県森林協会では、森林経営管理制度が創設されたことを踏まえて、市町村支援部を新たに設置しております。そこに、県の森林整備課の職員も常駐して、協会と一緒に、市町村の支援を行っております。

森林経営管理制度において、市町村が主な実施主体だから市町村任せにするというのではなく、県としても、ただ今御説明した取り組みや各林務環境事務所に林業普及指導員もおりますので、市町村と一緒に森林経営管理制度の推進に努めていきたいと考えております。

議長：

よろしいでしょうか。次の方はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

意見も出尽くしたようでありますので、ここで質疑を終了させていただきます。

それでは、富士川上流地域森林計画の樹立、富士川中流地域森林計画及び山梨東部地域森林計画の変更についての案は、異議のないものとして、認めてよろしいでしょうか。

委員：

(「異議なし」の声)

議長

それでは、富士川上流地域森林計画の樹立、富士川中流地域森林計画及び山梨東部地域森林計画の変更については、異議のないものとして答申することを決定させていただきます。

なお、答申書の作成については、会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：

(「異議なし」の声)

議長：

それでは、答申書の作成について、会長一任とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、山梨県の土砂の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について議題いたします。審議事項ではありませんが、一部改正の内容を報告するものです。事務局から説明をお願いします。

上野森林整備課長：

(資料2により説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。この議題について、御意見、御質問ありましたらどうぞ。

委員：

林道について、山の沢に残土処分されていると思いますが、それも埋め立てということで考えてよいでしょうか。

金丸治山林道課長：

林道については、木材集積場として土砂を林道周辺に盛土していますが、この条例の対象ではないと規則で定められています。

委員：

条例の対象外なのはよいのですが、山の上の方に沢山の土砂を置いており、今般、熱海の災害を受けて、林道の大規模な残土処理場の調査等をしたのですか。

金丸治山林道課長：

盛土については、各事務所で現地を確認し、必要に応じて維持修繕等に対応しています。

委員：

市町村の代行林道にもそういった箇所がありますので、できればそういう箇所も気をつけていただければと思います。

議長：

よろしいですか。次の方どうぞ。

委員：

県の条例のバックボーンには同じような国の規制等があるのですか。

上野森林整備課長：

この条例のバックボーンに国の規制は特にございませぬ。あくまで県の条例として定めているものでございませぬ。

委員：

市町村の条例とはどういう関係ですか。市町村で独自の条例を作る場合もあると思ひますが。

上野森林整備課長：

独自の条例を作っている市町村もございませぬ。県の条例は 3,000 m²以上を規制の対象としておりますが、それ未満の面積について、市町村長の許可制にしている条例がございませぬ。

委員：

県より強い規制の条例は市町村ではできないという意味ですか。

上野森林整備課長：

市町村において県の条例より強い規制はしていないと承知しております。

委員：

県の条例の制定に際して、県と市町村で定例的な会議等で、何か協議をしたことはあったのでしょうか。森林計画制度の中では市町村の意見を聞く訳ですが、土砂の条例に関してはそういうことはないのですか。

上野森林整備課長：

市町村と調整はしておりませぬ。

それから、先ほど市町村の方が規制は強くないと申し上げましたが、県の条例では 3,000 m²以上を規制の対象としており、それ未満の面積については、市町村が規制対象としていませぬので、そういう意味では市町村の方が規制は強いとも言えるかと思ひます。

委員：

ありがとうございます。

議長：

他にいかがですか。

委員：

先ほどから数字が出ている 3,000 m²とした根拠は何ですか。

上野森林整備課長：

条例を平成 19 年に制定した際に、他法令や他県の条例の状況を勘案し、3,000 m²としました。

委員：

3,000 m²の面積は、斜面の面積ですか。

上野森林整備課長：

平面の面積で 3,000 m²以上の盛土をしたところが規制の対象となります。

委員：

分かりました。

議長：

他の方いかがですか。

委員：

適切な施工がされているかどうかということについて、チェックするときのポイント、適切な施工の基準とか、どのような状態になっていることが適切な施工なのかを教えてください。

上野森林整備課長：

色々ありますが、一番重要なのは盛土の形状でございます。土砂が安定する角度、盛土の斜面勾配について、県で技術基準を定めております。例えば、盛土の高さ 5m 以下であれば高さ 1m に対して水平方向 1.8m、盛土の高さ 10m 以下であれば高さ 1m に対して水平方向 2m ということでいわゆる 2 割勾配、角度で言えば 30 度弱です。そういった安定した形状で盛土がなされているかをチェックしております。

議長：

他にいかがですか。よろしいでしょうか。それでは、質疑を終わらせていただきます。

次に、令和3年度のナラ枯れ被害の状況について議題といたします。これも審議事項ではありませんが、被害状況及び対策等について、報告をさせていただくものであります。事務局から説明をお願いします。

上野森林整備課長：
(資料3により説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。この議題について御意見、御質問ありましたらお願いします。

委員：

まず、資料の表1の市町村別森林被害量は、ナラ枯れの被害量と理解してよろしいでしょうか。

また、所有区分別に国有林、民有林、県有林の傾向等はございますか。

上野森林整備課長：

まず、これは森林におけるナラ枯れの被害量でございまして、厳密に言えば宅地や街路樹の被害もあるかもしれませんが、我々の所管している森林の被害量として取りまとめたものでございます。

所有区分別の傾向については、民有林、県有林が特にどちらかに偏って被害があるというわけではなく、面積に応じて一定の割合で被害が見られる状況でございます。国有林は、山梨県内の面積が少ないので、それに依って被害量も全体の割合からすれば少なくなっています。

委員：

この森林被害量にはナラ枯れ以外の被害も混ざっていますか。

上野森林整備課長：

混ざっておりません。ナラ枯れであっても森林ではないところに木が単木的にあるケースもございますので、そのようなところまでは我々はカウントしていないということでございます。

委員：

広葉樹が豊富な地域に多く発生して面積に比例しているということかと思いますが、私、2010年(平成22年)に島根県で研究をしております、その時ちょうどナラ枯れが広がっ

たということを記憶しております。島根県をはじめとする中国山地の場合、比較的人家の近いところに多くのナラの木が生育している関係上、人家に近いところの対応と、森の中での面的な拡大を防ぐための対応と、個別に重点を変えていかなければならないような状況も見てきました。山梨県の場合には、そのような民家に近いところのナラの木にも被害が発生している状況でしょうか。

上野森林整備課長：

民家に近いところが被害を受けているケースもございます。もちろん、奥山で被害が確認されているケースもございます。

委員：

島根県にいた時の情報として、太くて伐採されずに30、40年と老齢化したものに虫が入りやすく、また枯死もしやすいというような、確定した論文として出たかどうかわかりませんが、途中経過の報告は聞いたことがあります。山梨県における被害木の特徴として何か分かっていることがありますか。

上野森林整備課長：

島根県に限らず全国的な傾向でもありますが、太い木の方が被害を受ける確率が高いという状況でございます。

議長：

次の方どうぞ。

委員：

キクイムシの侵入経路を塞ぐという話ですが、他県から侵入する場合にどのようにして侵入するのかと、被害のあった地域から市町村を跨いで広がっていく場合にどのようにして広がっていくのかについて教えていただきたい。

上野森林整備課長：

これは非常に難しい問題でして、要は虫がどこからどこまで飛んでいくのか実態把握できない面があり、既存の論文等を見ますと、被害が生じたところから徐々に被害が拡大しているという報告がございます。被害が激化したところでは、カシノナガキクイムシの密度が高密度になっていますので、隣の森林は被害を受ける確率が必然的に高くなり、徐々に被害が拡大していくようです。ただし、飛び火的に広がるケースもございまして、どのようなメカニズムで被害が伝播していくのか不明確なところでございます。

議長：

次の方どうぞ。

委員：

世界的な気候変動が関係して、森林に関わる問題について、長期的に変わってきているような情報が県に入っていますか。

上野森林整備課長：

ナラ枯れについては、気候変動も一つの要因になっているのではないかという論文もございます。被害の分布が本州の北の方に広がっていておりますので、例えば、地域は限られますが、雪解けが早くなって、カシノナガキクイムシの生存環境が整いやすい状況になって、増えたのではないかと考察している研究者もございます。しかしながら、メカニズムはまだ確定したものではないと承知しています。

委員：

気候変動については、ナラ枯れだけではなく、恐らく森林生態系にも大きく影響していくものだと考えられますので、県でも注視していただいて、研究者と連携していただければと思います。

議長

次の方どうぞ。

委員：

表1の森林被害量は、被害を確認した量ですか、それとも対策を実施した量ですか。

上野森林整備課長：

9月1日から11月10日まで調査期間を設けて、被害を確認した量です。

委員：

令和2年度の場合は、2,831 m³の被害量のうち、どれほどの対策を実施したのですか。

上野森林整備課長：

令和2年度は、南部町以外は量が多くても3桁にとどまっているので、伐倒くん蒸、立木くん蒸、粘着シートで基本的には全て対応しました。南部町は、伐倒くん蒸等も実施しましたが、被害範囲が広いので、おとり丸太法という、健全な丸太に虫をおびき寄せる集合フェロモンなどを吊しておき、カシノナガキクイムシが被害木から5月から6月に脱出する際

に、他の健全な木に移らせずに、おとり丸太におびき寄せて処理する方法も実施しました。

委員：

具体的に言うと、今の処理は、何 m^3 の被害量うち何 m^3 を処理したという意味ではないということですね。

上野森林整備課長：

おとり丸太法は、被害を受けた木を直接処理する方法ではございません。

委員：

資料 P.3 の表に初期段階の徹底防除という記載がありますが、今の方法が徹底防除ということですか。

上野森林整備課長：

一番安全なのは、全部を立木くん蒸や伐倒くん蒸することですが、場所によってはできないケースもございます。今回、ガイドラインを新たに策定しましたので、従来の駆除方法だけではなくバイオマス利用やチップとして活用するような多様な手法で、駆除を図りたいと考えています。

委員：

P.3 の表に被害量比率が出ており、徹底的な駆除をやるとこうなります、やらないところになりますよという中で、例えば、本県の令和2年度と令和3年度の被害量の比率を見ると、3倍以上になっています。これは、P.3 の表を大きく上回る被害量比率になりますが、その辺をどう受けとめているかをお聞きしたい。

上野森林整備課長：

当県の場合、令和元年度に3町村で被害が確認され、令和2年度に被害が拡大して令和3年度も単純に計算すれば被害量が3倍となりました。P.3 の表の事例としては被害量が2倍となっており、当県では3倍ですので、表の事例よりも増加率が高いのは事実です。ただし、徹底した防除を行った県では、4年目5年目以降に減っている事例もあり、当県ではまだ県内全域に広がっている段階ではありませんので、3年目の被害量に対する対策はしっかりとやって、他県の事例のように4年目5年目で被害が抑えられるよう取り組んでいきたいと考えております。

委員：

そのようにしていただきたいと思います。

そもそもこれは伝染病ですが、このことに対する防除責任は誰にありますか。森林所有者にありますか。

上野森林整備課長：

非常に難しい問題です。森林所有者には被害を防ぐ方法がないので、森林所有者に防除責任はないと思います。

委員：

森林所有者が被害を放置した場合、例えば県や市町村が対策を行う仕組みはありますか。

上野森林整備課長：

国有林は国が管理しているので、国が行います。県有林は県が所管しているので、県が行います。県有林以外の民有林は、市町村が実施主体となり防除を図っているところでございます。

議長：

次の方、いかがでしょう。

委員：

項目 6 の表に被害発生から 3 年目の被害量比率がありますが、表の 3 年目の 100%になっている部分が、表 1 でいう令和 3 年度の数値ということですよ。

上野森林整備課長：

そうなります。

委員：

そうすると、項目 6 の表中の 2 年目 52%という割合に比べて、例えば富士吉田市や都留市ではそれを超える勢いで増えていますが、これが令和 3 年度をピークに被害量が減っていく見込みはどこから出ているのでしょうか。

上野森林整備課長：

項目 6 の表は他県の事例ですので、それがダイレクトに本県に適用できるかは十分に確認が必要ですが、いずれにしろ、被害を防除する地域を限定した県では、4 年目 5 年目に被害量が増えているケースがございますので、県としては防除を徹底して 4 年目 5 年目の被害量を少しでも減らしていきたいと考えています。

委員：

富士吉田市や都留市、特に都留市は200倍近くに被害量が増加しており、これは相当徹底した対策を取らないと減少していかない気がしますが、その辺の対策は市町村でも積極的に行われているのでしょうか。

上野森林整備課長：

前年度の被害量が少なければ、倍率だけで見れば何百倍になるケースはありますが、富士吉田市や都留市とも連携して対策を進めています。どこかの市町村は一生懸命対策を実施して、どこかは実施しないと、一生懸命対策を実施したところの効果も薄れてくると思います。県としても、市町村と足並みをそろえて徹底的な防除を図っていきたいと考えております。

委員：

富士吉田市や都留市を見ていると、台風の被害で倒伏した木がそのままになっていて、そういう影響もあるのかなと感じています。そういうことも考えながら対策をとっていただければと思います。

議長：

よろしいですか。他にいかがでしょう。

こうして見ると、松くい虫被害と同じように増えていく傾向にあり深刻ですね。駆除を徹底してもらいたいですね。

被害に海拔や高低差は関係ないのですか。松くい虫被害はある程度の標高で止まりますよね。

上野森林整備課長：

標高が高いところでは、虫自体が活動できない限界のラインがございますので、そういうところでは被害はありません。県内で被害が生じる可能性があるエリアについては、県の研究機関はもちろん、外部の研究機関の情報等も収集しながら効果的な対策がとれるよう考えていきたいと思っております。

議長：

よろしいでしょうか。これからの対策を強力に推進していただいて、ナラ枯れを防ぐことで森林を守ってもらいたいと思います。ただ今の説明で、質疑を終了させていただきます。

以上で、審議事項、報告事項を終わりますが、その他に何かありましたらお願いします。

委員

少し前に、太陽光発電事業の工事会社が、他に売ってしまったとか色々な報道が出ましたが、当該案件を保全部会で審議した際は、その会社は十分資本を持っていて大丈夫だということで異議なしとして答申しました。今回の場合、予算とか会社の関係で予定どおり行かなくなりましたが、状況について分かる範囲で教えていただきたい。

上野森林整備課長：

個別の事案について詳細にはお答えできませんが、保全部会で確認していただいた工区については、報道のとおり、売電事業者が変更になった事実はございます。ただし、それに伴って現在工事が止まっている状況ではなく、売電事業者は変わりましたが、現時点でも開発業者自体は変わらずに取引銀行等の融資を元に、工事が進められているという状況でございます。

委員：

保全部会の審議で一つの会社として確認したのに、途中で予定どおり行かなくなるというところは、今度はどのように判断してよいか分からなくなるので、その辺も確認しておいていただきたいです。

上野森林整備課長：

別途、こちらで整理していきたいと思っております。

議長：

その他、何かありますか。

委員：

県のホームページで県立農林大学校の入試のことが出ていたのですが、推薦入学の発表が10月にあって7名合格されて、前期入試で2名合格されて、計9名合格されているようですが、差し支えがなければ既卒とか新卒とか或いは県内とか県外の方ということを教えてください。

深水林業振興課長

現在の農業大学校に確認しましたが、公表できるのはホームページに掲載されている範囲内ということであり、推薦で7名、前期試験で2名合格ということでございます。

委員：

分かりました。

議長：

他にいかがですか。よろしいでしょうか。それではここで議事を閉じさせていただきます。
本日は活発な意見が出て審議も進みました。御協力ありがとうございました。以上で議長の役を終わらせていただきます。

司会：

長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。これもちまして、本日の森林審議会を終了させていただきます。

以上